

広島県緊急対策販路開拓等支援補助金の申請方法

1. 県補助金の申請の方法

国の持続化補助金＜一般型またはコロナ特別対応型＞の実績報告が終了した後に、皆様のお手元に日本商工会議所から国の持続化補助金の確定通知書（※）が届きます。確定通知書受領後、今回お送りしている申請書類に必要事項を記入・押印し、広島商工会議所へご返送いただきます。申請書類はなくさないように保管をお願いいたします。なお手続きの流れの詳細は【別紙 2：補助金交付までの流れ】を、書類の記入方法は【別紙 3：提出書類の見本】をご覧ください。

（※）確定通知書であって、交付決定通知書ではありませんので、ご注意ください。

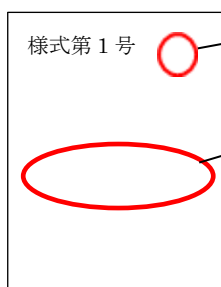
2. 提出書類・保管書類について

（1）事業者が広島商工会議所に提出する書類（1回目）※別紙 2 の⑤参照

提出書類

留意事項

■ 補助金交付申請・実績報告書（様式第 1 号）

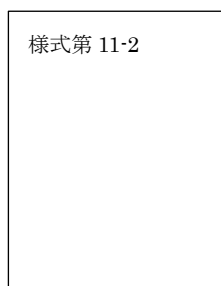


- ・国への申請時と同じ印にて押印してください。
- ・県への交付申請・実績報告は、国の確定通知後に行われるため、補助対象経費等は国への実績報告時の金額となります。（様式第 1 号「補助金交付申請（実績報告）額」については、国の確定通知書に記載の「補助金の額」を基に算出・印字して送付します）※事業再開枠は除く。

■ 国の持続化補助金「確定通知書」のコピー（添付見本参照）

- ・日本商工会議所から送付される国の持続化補助金「確定通知書」のコピーを 1 枚提出してください。
※「交付決定通知」ではありません、ご注意ください。

■ 取得財産等管理明細表（様式第 11-2）



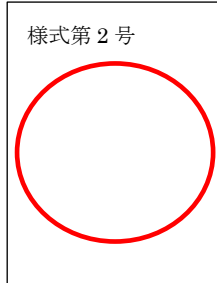
- ・処分制限財産（税抜き 50 万円以上）を取得し、国へ取得財産等管理明細表を提出した場合、広島商工会議所にも同じものをご送付いただきます。
- ・処分制限財産を取得されていない方は、提出不要です。

(2) 広島商工会議所が事業者に送付する書類 ※別紙2の⑥参照

保管書類

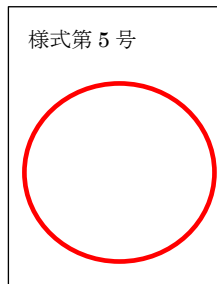
留意事項

■ 補助金交付決定・額の確定通知書（様式第2号）



- ・この書類は会議所が補助事業者に対して補助金額を通知するものです。補助金交付決定（確定額）が様式第1号と同額であることを確認してください。
- ・金額に誤りがなければ、そのまま手元に保存しておいてください。(返送の必要はありません。ただし内容に誤りがある場合はご連絡ください)

■ 取得財産等管理台帳（様式第5号）



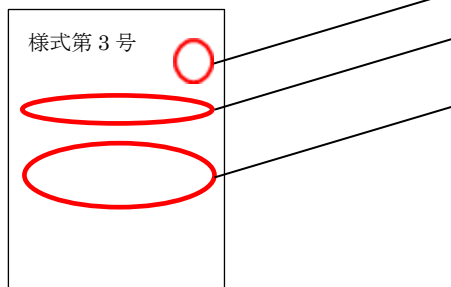
- ・取得財産等管理台帳（様式第5号）は、処分制限財産（税抜き50万円以上）を取得し、本所に国の取得財産等管理明細表（様式第11-2）を提出した場合に送付します。
- ・国の取得財産等管理明細表（様式第11-2）と同内容か確認してください。誤りがなければ、そのまま手元に保存しておいてください。(返送の必要はありません。ただし内容に誤りがある場合はご連絡ください)

(3) 事業者が広島商工会議所に提出する書類（2回目）※別紙2の⑦参照

提出書類

留意事項

■ 補助金精算払請求書（様式第3号）



- ・国への申請時と同じ印にて押印してください。
- ・「請求金額」は様式第1号と様式第2号と同額です。
- ・国の持続化補助金の振り込み先と同じ口座番号を記入してください。

4. 書類送付先

広島商工会議所 中小企業振興部 経営支援課

〒730-8510 広島市中区基町 5-44 TEL 082-222-6691

- ◇ 申請書類一式は、郵送によりご提出ください。※持参は受付いたしかねます。
- ◇ お問い合わせの対応時間は、8:30~12:00、13:00~17:30（土日祝日、年末年始除く）となります。

※国の持続化補助金の確定通知書を受領後、なるべく速やかにご申請ください。

※申請書類（様式1）の最終締切日：令和3年3月12日（金）必着

5. 入金の時期

この補助金は、広島県の補助金となりますので、国の持続化補助金の入金時期とは異なります。（別々に振り込まれます。）広島県の補助金は、精算払請求書（様式第3号）の受領後、2週間~1ヵ月以内の振込を予定しています。

